

年 月 日

(あて先) 姫路市上下水道事業管理者

申請者 住所
氏名

指定給水装置工事事業者 住所
氏名

申請者が指定する水道工事業者
住所 氏名

当店（当社）は、前記対策に関して責任をもって対処することをお請けします。

受水槽装置工事届 (兼変更届)

1. 工事場所

2. 建物の名称

3. 管理責任者 住所
氏名

☎ -

4. 誓約事項

(1) 受水槽以下の装置（以下「流末装置」という。）は、水道法（昭和32年法律第177号）
でいう給水装置ではないので、当該流末装置及びそれにより供給される水の水質等の
管理は、申請者が責任をもって行います。

(2) 前項の管理責任を果たすため、漏水防止、修繕工事、水道管理等の対策、及び事故発
生の際の対策（修繕工事を行う者の指定等を含む。）については万全を期します。

(3) 次の事項に異動又は変更を生じたときは、直ちに市（水道局担当課）にお届けします。

- ①施設の所有者又は管理責任者
- ②申請者が指定する水道工事業者

(4) 市が必要と認めるときは、流末装置についての立ち入り調査を承認し、その結果とし
て市が発する改善命令に従います。

(5) 上記の条件を各戸の水道利用者に周知徹底することはもとより、流末装置について問
題を生じた時は、申請者の責任において処理します。